

令和6年度 教育委員会 第12回定例会 議案

- 1 日 時 令和6年10月2日(水) 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員会議室
- 3 日 程
- (1)開 会
- (2) 報告事項
- (3) 閉 会

第12回定例会 報告事項

番号	項目	Page
<非> 報告 事項1	文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況	非

令和6年10月2日

(件名)

文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況(調査結果の要旨)

(義務教育課)

(高校教育課)

(特別支援教育課)

【概要】

10月中旬頃に公表される文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果における本県の主な内容について報告する。

【調查対象期間】

令和5年度(令和5年4月から令和6年3月まで)

【調査対象】

国公私立小・中・高等学校、特別支援学校、都道府県・市町村教育委員会

【県内の公立学校数及び児童生徒数(政令市を含む)】

校種\項目	学校数	児童生徒数
小学校	487校	170,674人
中学校	260校	88,786人
高等学校	93校	57, 285人
特別支援学校	39校	4,881人

1 暴力行為の状況

暴力行為の発生件数 (※暴力行為:対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の合計)

校種\項目	発生件数	前年度	1000人あたりの発生件数 (前年度比)	前年度
小学校	3,377件 (-231件)	3,608件	19.8件 (-0.2件)	20.0件
中学校	1,431件 (- 41件)	1,472件	16. 1件 (+1. 0件)	15.1件
高等学校	85件 (+30件)	55件	1.5件 (+0.6件)	0.9件

項目ごとの発生件数

校種\項目	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊		
	(前年度比)	(前年度比)	(前年度比)	(前年度比)		
小学校	328件	2,556件	29件	464件		
	(-128件)	(-118件)	(+11件)	(+4件)		
中学校	77件	1,066件	24件	264件		
	(-10件)	(-37件)	(-2件)	(+8件)		
高等学校	10件	49件	5件	21件		
	(+5件)	(+7件)	(+5件)	(+13件)		

【小・中学校】

- ・小学校における暴力行為は昨年度調査より231件減少しており、その内訳は、対教師暴力が128件減、生徒間暴力が118件減、対人暴力が11件増、器物損壊が4件増であった。
- ・中学校における暴力行為は昨年度調査より41件減少しており、その内訳は、対教師 暴力が10件減、生徒間暴力が37件減、対人暴力が2件減、器物損壊が8件増であっ た。

- ・新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、人と関わる機会が増えたことにより、 人間関係のトラブルを起因とする暴力行為が依然として多くなっている。コロナ禍 の行動制限によりコミュニケーションスキルやソーシャルスキルの向上に影響が あったことも要因の一つとして考えられる。そのため、子供同士が関わる中で、コ ミュニケーションスキルやソーシャルスキルを身に付けられるよう、指導の質をよ り高めていく。
- ・これまでと同様に暴力行為を見逃さないという教職員の姿勢を大切にするととも に、発達支持的生徒指導と課題未然防止教育をより意識し、組織として対応してい くことを今後も継続していきたい。

【高等学校】

- ・暴力行為は昨年度より30件増加しており、その内訳は、対教師暴力が5件増、生徒間暴力が7件増、対人暴力が5件増、器物損壊が13件増であった。2年連続で発生件数が減少していたが、令和5年度は大幅に増加している。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、人との交流がコロナ禍以前の状態に戻る中で、対人関係に課題を抱えている生徒が増加していると推察される。
- ・生徒間暴力の発生件数は、他の項目と比較すると依然として多く、増加している。 1年生への初期指導とともに、学年が進む中で生徒間及び教職員との信頼関係を深め、安心して学校生活を送ることができるような丁寧な指導が大切であると考えられる。

2 いじめの状況

いじめの認知件数及び解消率

校種\項目		認知件数 (前年度比)		前年度		解消率 (前年度比)		前年度
小学校	(19,892件 +2,076件)	17,816件	(65. 7% +0. 6P)	65. 1%
中学校	(5,507件 +244件)	5,263件	(60. 4% -2. 3P)	62. 7%
高等学校	(102件 +61件)	41件	(79. 4% -10. 8P)	90. 2%
特別支援学校	(243件 +184件)	59件	(85. 6% -12. 7P)	98. 3%

いじめ発見のきっかけ (小・中・高・特支で共通して割合の高いもの)

<u>· </u>	270 ()		<u> </u>	/ -
校種\項目	アンケート調査など 学校の取組によって 発見	本人からの訴え	本人の 保護者からの訴 え	学級担任が発見
小学校	52. 1%	15.9%	14.0%	8.3%
中学校	24. 2%	31.4%	15.0%	10.3%
高等学校	28.4%	38. 2%	15. 7%	7.8%
特別支援学校	38.3%	2.9%	2.9%	55. 1%

いじめの認知件数(小・中・高・特支の合計) ※国公私立を含むデータで比較

1 0 1 7 1 pully (1)	20 () Fi 1420		
	認知件数	1,000人あたりの認知件数	前年度差
静岡県	25,921件	70. 4件	+8.2件
全国	732,568件	57.9件	+4.6件

いじめの解消率(小・中・高・特支の合計) ※国公私立を含むデータで比較

	解消率	前年度差
静岡県	64. 9%	0.0%
全国	77. 5%	+0.4%

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」(小・中・高・特支の合計)

<u>※国公私立を含むデータで比較</u>

	発生件数	法第28条第1項第1号に 規定する「重大事態」 発生件数	法第28条第1項第2号に 規定する「重大事態」 発生件数	1,000人当たりの 「重大事態」 発生件数
静岡県	29件	12件	19件	0.08件
全国	1,306件	647件	865件	0.10件

<いじめに関する留意点>

○ 文部科学省の見解等

・文部科学省としては、<u>いじめの認知件数が多い学校</u>について、「いじめを初期段階 のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立って いる」と**極めて肯定的に評価**する。

(『平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部 見直しについて』より)

・いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、<u>被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認</u>する。

学校は、**いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通** し、その安全・安心を確保する責任を有する。</u>学校いじめ対策組織においては、い じめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、 教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(『平成25年「いじめの防止等のための基本的な方針」』より)

・文部科学省は「いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる」「いじめについて、<u>丁寧かつ慎重に対応することになるため、解</u> 消率が前年と比較して下がることは問題ではない」との見解を示している。

○本県の対応

本県では、「いじめ防止対策推進法」及び「静岡県子どもいじめ防止条例」に基づき、「いじめはどの学校にも、誰にでも起こり得るもの」と捉え、いじめを見逃すことなく組織として認知し、早期に対応するよう各学校に指導している。今後も、認知したいじめの解消に向けた適切な指導・支援を継続するとともに、すべての児童生徒が安心して生活することができる学校づくり、いじめを起こさない、いじめを許さない集団づくり等の未然防止に向けての取組も推進していく。

【小・中学校】

- ・昨年度調査と比較して、いじめの認知件数は、小学校が2,076件増、中学校では244件増と、小・中学校ともに増加した。各種研修会などにおいていじめの認知について繰り返し伝え、県への報告の際にいじめが疑われる事例の対応について丁寧に確認したことで、各学校の法に基づいていじめを認知する意識が向上していると考える。今後も、重大な事態に至ることのないよう、未然防止に努めるとともに、いじめを認知した際の適切な初期対応を組織的に行うよう周知していく。
- ・いじめの解消率は、小学校が65.7% (前年度比+0.6P) で増加し、中学校は60.4% (前年度比-2.3P) と減少した。全国の解消率よりも低い数値であるが、表面的な謝罪をもっていじめの解決と安易に判断しないことや、一定の解決が図られた後にも関係児童生徒の人間関係を注意深く見守り、解消か否かを慎重に見極めること等、いじめ解消の定義が各学校に浸透してきたことにより、各学校が適切にいじめ解消の判断をしていることが考えられる。引き続き、いじめ解消の定義を十分に意識し、いじめられた側の思いに寄り添った丁寧な対応を行うよう周知していく。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った割合は、小学校が95.7%(前年度比+1.2P)と増加し、中学校が91.2%(前年度比-0.7P)と減少した。今後も、各学校が、職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図ったり、いじめの問題に関する校内研修を実施したりすることにより、いじめの未然防止や適切な対応が行えるよう、各市町教育委員会へ働き掛けていく。
- ・いじめの解消に向けては、引き続き、慎重かつ丁寧に対応するとともに、見逃しや 見過ごしによって解決されずに深刻化するいじめがないよう、生徒指導担当者連絡 会議等を通じて、適切な対応を依頼する。

【高等学校】

- ・昨年度調査と比較して、いじめの認知件数は61件増と大幅に増加した。各学校において、いじめ防止対策推進法の理解が進み、生徒のささいな兆候であっても、学校が早い段階から生徒と的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知した結果であると考えられる。今後は、協働的な学びにより、生徒相互が受容と共感に基づく他者理解を深める場面の増加や、不安定になりがちな生徒へのきめ細やかな配慮や指導など、各学校において実態に応じた指導に取り組んでいく。
- ・いじめの解消率は79.4%となり、令和4年度の90.2%よりも減少した。8割近い高い解消率は維持できているが、引き続き、生徒指導主事研修会等において、いじめ防止対策委員会を中心とした組織的対応への意識を高め、いじめの早期対応につなげていく。
- ・いじめ発見のきっかけは、アンケート調査及び本人からの訴えによるものが多い。 定期的な調査や学級担任への相談など、各学校での細やかな指導により、いじめを 訴えやすい環境作りが進んでいると考えられる。引き続き、いじめが疑われたり生 徒からの訴えがあったりした場合には、些細なトラブルであっても法に基づきいじ め防止対策委員会を開催して認知を検討することの徹底を、生徒指導地区研究協議 会等で呼び掛けていく。

【特別支援学校】

・昨年度調査と比較して、いじめの認知件数は243件と大幅に増加した。いじめに関する国・県の基本方針の周知や生徒指導主事の協議会実施、各校のいじめ防止基本方針の見直し等を行い、いじめ認知や予防への理解を深めてきたことで増加したと考える。当事者の目線に立って小さな出来事でもいじめと認知し、組織的に対応する意識が高まっている成果であると考える。

- ・いじめの解消率は、85.6%(前年度比-12.7P)と減少した。積極的にいじめを認知している成果と捉えられる一方、長期化する困難なケースも見られる。スクールカウンセラーや外部関係機関等に相談し、学校内外で連携して包括的な支援を行うことで、解決に向かうようにしていく。
- ・いじめの解消率については、前年度に比べて12.7P下がっている。積極的にいじめを 認知している成果と捉えられる一方、長期化する困難なケースも見られる。スクー ルカウンセラーや外部関係機関等に相談し、学校内外で連携して包括的な支援を行 うことで、解決に向かうようにしていく。

3 長期欠席(不登校等)の状況

不登校児童生徒数(※当該年度中に、連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒)

<u> 1、豆(X) 1 里 工作数(※自該年度中に、連続又は朝税して30日以上入席した元里生化)</u>							
校種・課程\項目		不登校 児童生徒数		前年度	不登校 児童生徒の割合	前年度	
(前年度比)						(前年度比)	
小学校		(4,679人 +1,358人)	3, 321人	2. 70% (+0. 86P)	1.84%
中学校		(6, 845人 +719人)	6, 126人	7. 70% (+1. 40P)	6. 30%
高等	全日制	(671人 +122人)	549人	1. 20% (+0. 2P)	1.00%
学校	定時制	(540人 -47人)	587人	23. 08% (-0. 63P)	23. 71%

全児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合 ※国公私立を含むデータ

		<u> </u>		
区別\校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)
全国	2.7%	7.3%	公表値をもとに記入	公表値をもとに記入

<不登校に関する留意点>

- 文部科学省の見解等
- ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の 最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。
 - (『義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針』より)
- ・不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。
 - (『小学校学習指導要領 総則 第3章 第4節 2(3)不登校児童(生徒)への配慮』より)

児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、不登校の要因や背景は、年々複雑化・多様化している。また、不登校児童生徒の抱える事情も個々に異なり、本人・学校・家庭に係る様々な要因が関連していることが考えられるため、増減の要因を容易に特定することはできない。

【小・中学校】

- ・「不登校児童生徒」として調査を開始した平成10年度以降で、不登校児童生徒数は最多となった。昨年度調査より、小学校においては1,358人、中学校においては719人増加した。新規不登校児童生徒数は、中学校1年生が最も多く、1,261人の新規不登校が見られた。また、小学校1年生の不登校児童数は昨年度と比較すると1.9倍となっている。
- ・児童生徒においては、新型コロナウイルス感染症による長期にわたる不安、ストレス、コミュニケーションの制限等が影響していることが考えられる一方で、学校においては、多様性への対応に苦慮している実態もあり、全ての学年において不登校児童生徒数が増加していると考える。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをより有効に活用したり、校内教育支援センターの設置促進や校内支援体制の充実を図ったりすることで、不登校の未然防止及び支援に努める。また、不登校の低年齢化が進んでおり、特に、小学校1年生児童の数値が大幅に増えていることから、小学校1年生の学校での安心感を育むために、幼小連携に努め、スタートカリキュラムの充実を図ることも重要である。
- ・学業の不振等を理由に不登校となっている児童生徒は、小学校で11.2%、中学校で12.4%となっており、学習に不安を感じている不登校児童生徒の学習のサポートを引き続き進めていく。
- ・不登校児童生徒数が多いのは、児童生徒の抱える様々な課題を鑑み、病欠児童生徒ではなく、不登校児童生徒として捉えて丁寧に対応している表れであると考えられる。一方で、学校での生活に適応できず、困り感を抱える児童生徒が増加していることにも留意しなければならない。
- ・教育機会確保法の理念から、登校だけを目的とせず、児童生徒一人一人に適した学びの場があることを考慮し、市町の教育支援センターや、フリースクール等の民間施設・団体等、児童生徒を学校内外の機関と連携して指導していきたい。そのために、不登校児童生徒の社会的自立を目指し、多様な学びの場を提供できるよう、関係機関との連携について研究を進めるとともに、令和7年度より本格運用が始まる「しずおかバーチャルスクール」を通じて、誰一人取り残さない教育の実現を目指していく。

【高等学校】

- ・昨年度調査より、全日制では122人増加し、3年連続の増加となった。定時制では47人の減少だったが、在籍生徒に対する割合は20%を超え、高い割合で推移している。 全日制では1、2年生が多く、学校が不登校生徒について把握した事実として、「学校生活に対してやる気が出ない」、「生活リズムの不調に関する相談」が多い。定時制においても同様であり、学びへの意欲の向上、学校を中心とした生活など、学習や学校への関心を高めるための環境整備が急務と考える。
- ・不登校の要因や背景は、生徒を取り巻く環境の複雑化に伴い多様化している。引き続きスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用による心や家庭の問題の解決、学習支援、訪問相談、オンラインでの相談など、多様な相談機会の整備により、不登校生徒の支援を継続する。また、学校や教室が生徒にとって安全・安心な場となるように、教育活動全般を通して支援していくとともに、単位制定時制の学校への「居場所カフェ」の引き続きの設置などにより、コミュニケーションの機会と校内での安心な居場所を設けて登校の継続維持を促すことで、不登校の未然防止に努める。

4 高等学校の中途退学者

高等学校の中途退学者数

_ H J 1 J D	V * / 1 1/20 X	_	1 255						
校種・課程\項目			中途退学者数 (前年度比)		前年度		中途退学率 (前年度比)		前年度
高等	全日制	(515人 +98人)	417人	(0. 96% 0. 20P)	0. 76%
学校	定時制	(244人 +13人)	231人	(10. 43% +1. 10P)	9. 33%

【高等学校】

- ・ 令和5年度における公立高等学校全体での中途退学者の割合は1.58%であり、令和4年度の1.17%を超えている。
- ・全日制では、増減を繰り返しているが、500人を超えたのは平成30年度以来である。 定時制では、2年連続で増加し、4年ぶりに1割を超えた。また、単位制の中途退 学者数は、定時制の中途退学者全体に占める割合の68.1%と依然として高い。
- ・全日制、定時制ともに学校生活・学業不適応と別の学校への入学希望を理由とする者が中途退学者の大半を占めており、全日制においては別の学校への入学希望が半数を超えている。新型コロナウイルス感染症により高校の情報収集の機会が制限され、高校進学時に適切な学校選択ができていない生徒や、入学後の学習内容への関心の低下や学習の遅れにより、主体的に学ぶ意欲を持つことができていない生徒が増加していることが考えられる。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣事業、総合教育センター教育相談班による相談窓口等により、引き続き中途退学者の減少につなげていく。

5 調査結果を踏まえた対応

(1) 全般的な対応

ア 未然防止・早期対応

- ・各学校において、すべての児童生徒が安心・安全に生活することができる「居心地のよい学校づくり」を推進し、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育む授業・学級づくり・特別活動・学校行事等に取り組む。
- ・ 市町教育委員会、学校の生徒指導担当者等を対象にした連絡会議において、本調査で見られた課題を共有する。また、いじめ、不登校等の諸課題に係る施策や適切な早期対応について協議及び情報交換を行う。

イ「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

・「何ができるようになるか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を 改善し、仲間とともに考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれることで、 児童生徒が「わかった」「おもしろい」と思える授業づくりに取り組む。

ウ 児童生徒の好ましい人間関係の構築

- ・ 社会情動的スキルの育成により「生き抜く力」を向上し、子どもたちのウェルビーイングを 実現するため、学校教育における「静岡県版SELの推進」に取り組む。
- ・小学校1年生から中学校3年生までの9年間で、系統的に人間関係づくりの基本的なスキルを身に付けることを目的に<u>「人間関係づくりプログラム」を改訂し、活用を推進する。</u>
- ・ 高校入学時の初期指導において、人間関係づくりの活動を丁寧に行うとともに、 協働的な活動における自己表現と相互承認を通して集団の心理的安全性を高める とともに、面接などで生徒の悩みや不安解消を図る体制づくりを進める。

エ 速やかな情報共有及び組織的対応、関係機関等との連携

・児童生徒の様子を丁寧に見とり、気になる様子が見られた際には、組織として情報を共有し、「チーム学校」として適切な指導・支援を可能とするための学校体制を構築するとともに、家庭・地域・関係機関等との連携を強化する。

オ 教育相談体制の充実、適切な初期対応

- ・心理や福祉の視点から、児童生徒一人一人への適切な支援を可能にするため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的活用を進める。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間を増加に努め、学校のニーズに応える。 (スクールソーシャルワーカーについては特別支援教育課を除く)

カ 教職員の多忙化解消

・困難を抱える児童生徒やその保護者に寄り添い、手厚い支援を可能にする学校体制を構築する。

キ 児童生徒の問題行動等の調査(県調査)の活用(義務教育課)

・毎月、県独自で調査している「児童生徒の問題行動等の調査(県調査)」の結果 を分析するとともに、把握した諸課題と必要な対応策について、市町教育委員会 を通じて学校に発信する。

(2) 暴力行為・いじめへの対応

ア人権教育の推進

・日常における指導の在り方が、児童生徒の人権感覚の育成に直結するため、人権 教育事業を管轄する教育政策課と連携し、教職員対象の各種研修会において、人 権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図る。

イスクールロイヤーの活用

・ 法律相談を通して、問題が深刻化しないよう児童生徒の最善の利益を考慮しつ つ、学校における適切な対応を推進する。 ・各市町教育委員会生徒指導担当者を対象とした研修会において、スクールロイヤーによるいじめ等の未然防止や適切な初期対応についての講義を実施する。また、児童生徒を対象としたいじめ予防に関する授業の推進を支援する。 (義務教育課・高校教育課)

(3) 不登校等への対応

ア 多様な教育機会の確保

- ・不登校児童生徒の社会的自立を目指し、教育支援センターの利用、自宅における ICT等を活用した学習支援、<u>フリースクール等の民間施設・団体との連携</u>な ど、一人一人の状況に応じた支援を大切にする。
- ・ <u>令和7年度より本格運用が始まる「しずおかバーチャルスクール」</u>を通じて、現在、学校や学校内外の教育機関とつながりのない児童生徒に対し、1人1台端末を活用した新たな学びの場を提供する。

イ 中・長期的な視点による支援

・「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の解消に向けて、幼保小及び小中の連携 を推進する。

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋 静岡県(政令市を含む)の公立小・中学校の実態

(義務教育課)

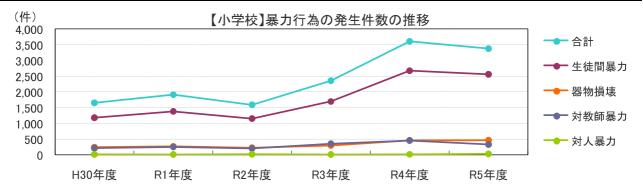
県内の公立学校数及び児童生徒数(政令市を含む)

校種/項目	学校数	児童生徒数
小学校	487校	170,674人
中学校	260校	88,786人

1 暴力行為の状況

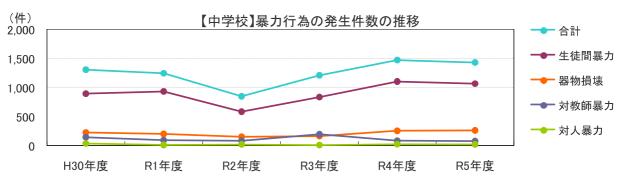
(1) 小学校、発生件数の推移

(-) 3 3 1/2	, ,,,,,											
形態	H30年	三度	R1年	度	R2年	度	R3年	度	R4年	度	R5年	度
形態	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	211	12.8	251	13. 1	202	12.7	355	15. 1	456	12.6	328	9. 7
生徒間暴力	1, 179	71.4	1, 379	72. 1	1, 149	72. 2	1,697	72.0	2,674	74. 1	2, 556	75. 7
対人暴力	16	1.0	13	0.7	19	1.2	12	0.5	18	0.5	29	0.9
器物損壊	246	14. 9	270	14. 1	221	13. 9	294	12.5	460	12.7	464	13.7
合計	1,652		1, 913		1, 591		2, 358		3,608		3, 377	



(2) 中学校、発生件数の推移

	•	1 3/7 1										
形態	H30年	三度	R1年	度	R2年	度	R3年	度	R4年	度	R5年	度
形態	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	148	11.3	97	7.8	85	10.0	197	16. 3	87	5.9	77	5. 4
生徒間暴力	894	68.4	933	74. 9	585	69.0	835	69. 1	1, 103	74. 9	1,066	74. 5
対人暴力	38	2. 9	13	1.0	22	2. 6	12	1.0	26	1.8	24	1. 7
器物損壊	227	17.4	203	16. 3	156	18.4	165	13.6	256	17. 4	264	18. 4
合計	1, 307		1, 246		848		1, 209		1, 472		1, 431	



義1

2 いじめの状況

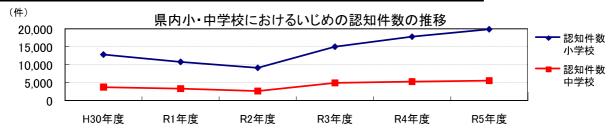
(1) 小・中学校におけるいじめの認知件数の推移

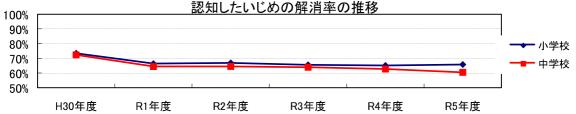
※文部科学省調査におけるいじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(件)

							(117
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	小学校	12, 835	10, 766	9, 092	15, 018	17, 816	19, 892
認知件数	中学校	3, 722	3, 295	2,617	4, 899	5, 263	5, 507
	計	16, 557	14, 061	11, 709	19, 917	23, 079	25, 399
布 刀 沙尘 寸之	小学校	73.3%	66.3%	66. 9%	65. 5%	65. 1%	65. 7%
解消率	中学校	72.3%	64.4%	64.5%	63.8%	62. 7%	60.4%





※文部科学省調査における「いじめが解消している状態」の定義(概略)

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消:

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと:

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 指導後のいじめの状況

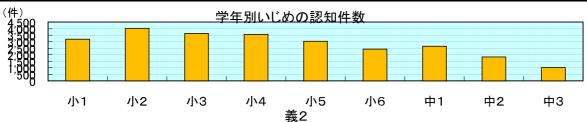
(件)

	, ,,,,							.,,,
		小学	牟校			中等	学校	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
解消している	6, 080	9,842	11,607	13, 072	1,687	3, 128	3, 301	3, 326
解消に向けて取組中	3,008	5, 158	6,080	6, 780	918	1, 767	1, 941	2, 166
その他	4	18	129	40	12	4	21	15

(3) 学年別いじめの認知件数

(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中 1	中2	中3
R4年度	3, 046	3, 334	3, 334	3, 293	2, 767	2, 042	2,676	1,717	870
R5年度	3, 202	4,029	3, 631	3, 558	3, 035	2, 437	2,660	1,832	1,015



(4) いじめ発見のきっかけ

(件) (5) いじめの熊様 (複数回答可)

(件)

(4) いしめ発見のさつ	11-11)			(作)
区分	小	学校	中省	学校
	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度
学級担任が発見	1, 537	1, 653	518	565
学級担任以外の教職員が発見	456	445	485	484
養護教諭が発見	30	35	38	47
スクールカウンセラー等の相 談員が発見	13	10	20	16
アンケート調査など学校の取 組により発見	8, 644	10, 356	1, 463	1, 330
本人からの訴え	3, 094	3, 169	1, 505	1, 731
本人の保護者からの訴え	2, 692	2, 779	777	824
他の児童生徒からの情報	897	897	331	342
保護者(本人の保護者を除く) からの情報	394	467	99	136
地域の住民からの情報	17	35	8	9
学校以外の関係機関からの情 報	17	34	12	17
その他	25	12	7	6
計	17, 816	19, 892	5, 263	5, 507

(3) (1) (3) (3) (3) (3) (3) (4)		1.11		(17)
□	小草	学校	中音	学校
区 分	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度
冷やかし、からかい、悪口や 脅し文句等を言われる	8, 714	10, 847	3, 106	3, 494
仲間はずれ、集団による無視 をされる	1,601	2, 081	411	475
軽くぶつかられる、遊ぶふり をしてたたかれる 等	5, 225	5, 912	700	935
ひどくぶつかられる、たたか れる、蹴られる 等	1, 633	1, 788	457	404
金品をたかられる	127	206	36	39
持ち物を隠される、盗まれ る、壊される 等	944	1,013	273	266
嫌なこと、恥ずかしいこと等 をされる、させられる	1, 273	1, 686	343	338
パソコンや携帯電話等でひぼ う・中傷される 等	216	319	516	459
その他	1, 251	1,710	284	403
計	20, 984	25, 562	6, 126	6, 813

(6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

E A		小生	学校			中学	校	
区 分	R4年度	R4実施率	R5年度	R5実施率	R4年度	R4実施率	R5年度	R5実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員 間で共通理解を図った。	485	98. 6%	480	99. 2%	254	98. 4%	257	98. 8%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	371	75. 4%	398	82.2%	181	70. 2%	197	75.8%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	468	95. 1%	458	94.6%	245	95. 0%	247	95. 0%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	230	46. 7%	263	54. 3%	146	56. 6%	164	63. 1%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的 に活用して教育相談体制の充実を図った。	436	88. 6%	432	89. 3%	241	93. 4%	244	93. 8%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周 知や広報の徹底を図った。	357	72. 6%	372	76. 9%	214	82.9%	217	83. 5%
警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当 職員を指定した。			190	39. 3%			119	45. 8%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	448	91. 1%	457	94. 4%	242	93. 8%	243	93. 5%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題 について協議する機会を設けた。	85	17. 3%	122	25. 2%	44	17. 1%	60	23. 1%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域 の関係機関と連携協力した対応を図った。	127	25.8%	158	32.6%	85	32.9%	93	35. 8%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び 効果的な対処のための啓発活動を実施した。	308	62.6%	331	68. 4%	210	81.4%	203	78. 1%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能 しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	465	94. 5%	463	95. 7%	237	91.9%	237	91. 2%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじ め防止等の対策のための組織を招集した。	492	100.0%	484	100.0%	258	100.0%	260	100.0%

(7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法(複数回答可)

5 /\		小学校 中学校						
区分	R4年度	R4実施率	R5年度	R5実施率	R4年度	R4実施率	R5年度	R5実施率
アンケート調査の実施	492	100.0%	483	99. 8%	257	99. 6%	259	99. 6%
個別面談の実施	382	77. 6%	392	81.0%	232	89. 9%	239	91. 9%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日 記等	204	41.5%	178	36. 8%	236	91.5%	232	89. 2%
家庭訪問	131	26.6%	116	24.0%	121	46.9%	117	45. 0%
その他	19	3.9%	26	5.4%	12	4. 7%	13	5.0%

長期欠席(不登校等)の状況

(1) 会和5年度 小・中学校における理由別長期欠度者数

(1) 13/	HUT/X	1 170	C(C401) 3	生田刀汉	别八					
					理	由別長期欠席	者数			
区分	在籍児童 生徒数	病気	経済的 理由	不登校	うち、90日 以上欠席し ている者	うち、出席 日数が10日 以下の者	うち、出席 日数が0日の 者	新型コロナウ イルスの感染 回避		合計
小学校	170, 674	916	3	4, 679	1, 720	314	103		438	6, 036
中学校	88, 786	765	3	6, 845	4, 203	939	228		151	7, 764
計	259, 460	1, 681	6	11, 524	5, 923	1, 253	331	0	589	13, 800

(2) 小・中学校の不登校(年間30日以上の欠席者)の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	1, 706	1, 981	2, 056	2,642	3, 321	4, 679
県割合	0.90%	1. 05%	1.11%	1.46%	1.84%	2. 70%
国割合	0.70%	0.83%	1.00%	1.30%	1.70%	2. 10%
中学校	3, 984	4, 300	4, 321	5, 388	6, 126	6, 845
県割合	4. 28%	4. 68%	4. 70%	5.86%	6. 30%	7. 70%
国割合	3.65%	3. 94%	4. 09%	5.00%	5. 98%	6. 70%
計	5, 690	6, 281	6, 377	8,030	9, 447	11, 524

※不登校に関する留意点

- ・不登校に関する歯を点 ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。 ・不登校児童生徒への支援は、当該と関連生徒の意思を
- 十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護 者を追い詰めることのないよう配慮すること。 (「義務教育段階における普通教育に相当する教育の
- 機会の確保等に関する基本指針」より)

(3) 学年別不登校児童生徒数

※表内の数は人数 () 内は新規不登校者数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中 2	中 3
R4年度	188	300 (196)	426 (263)	597 (331)	774 (406)	1,036 (462)	1,735(1,226)	2, 198 (855)	2, 193 (618)
R5年度	348	571 (415)	654 (410)	824 (466)	1,069 (587)	1, 213 (559)	1,914(1,261)	2, 473 (953)	2, 458 (653)



(4) 不登校児童生徒への指導結果状況

		小兽	学校			中等	学校	
区分		R4年度 R5年度		R4年度		R5年度		
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する(できる)ようになった児童生徒	677	20.4%	941	20.1%	1,342	21.9%	1,374	20.1%
指導中の児童生徒	2,644	79.6%	3,738	79.9%	4,784	78.1%	5,471	79.9%
計	3,321		4,679		6,126		6,845	

(5) 不登校児童生徒について把握した事実(複数回答可)

(5) 不登	校児重生徒について把握した事実	①	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	(1)	12	13	(14)	
		いじめの被害の情報や相談があった。	の情報や相談があった。	談があった。 教職員との関係を巡る問題の情報や相	られた。 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見	た。	があった。) 家庭生活の変化に関する情報や相談が	相談があった。 親子の関わり方に関する問題の情報や	た。	あった。 あそび、非行に関する情報や相談が		一不安・抑うつの相談があった。	教育的支援の求めや相談があった。障害(疑いを含む)に起因する特別な	や相談があった。	合計
小学校	不登校児童生徒について把握した事実 (複数回答可)	127	629	199	916	128	213	475	1, 055	820	364	1, 410	1,032	422	425	8, 215
71.子仪	割合 (%)	1. 5%	7. 7%	2.4%	11.2%	1.6%	2. 6%	5. 8%	12.8%	10.0%	4. 4%	17. 2%	12.6%	5. 1%	5. 2%	
中学校	不登校児童生徒について把握した事実 (複数回答可)	109	1, 318	155	1, 358	97	424	752	1, 025	848	541	2, 013	1, 471	408	462	10, 981
中子校	割合 (%)	1.0%	12.0%	1. 4%	12. 4%	0. 9%	3. 9%	6.8%	9. 3%	7. 7%	4. 9%	18. 3%	13. 4%	3. 7%	4. 2%	

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋 静岡県(政令市を含む)の公立高等学校の実態

(高校教育課)

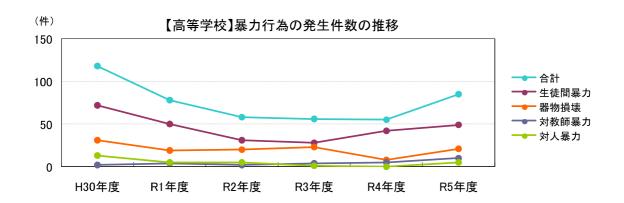
県内の公立学校数及び生徒数(政令市を含む)

種別	学校数	生徒数
全日制	90校	53, 590人
定時制	21校	2,340人
通信制	1 校	1,412人

1 暴力行為の状況

(1) 高等学校、発生件数の推移

(1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,												
形態	H304	年度	R1 ^左	F 度	R2 ^左	F度	R3 ^左	F度	R4 ^左	F度	R5 ^左	F度
沙態	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	2	1.7	4	5. 1	2	3.4	4	7. 1	5	9. 1	10	11.8
生徒間暴力	72	61.0	50	64. 1	31	53. 4	28	50.0	42	76. 4	49	57. 6
対人暴力	13	11.0	5	6.4	5	8.6	1	1.8	0	0.0	5	5. 9
器物損壊	31	26. 3	19	24. 4	20	34. 5	23	41.1	8	14.5	21	24. 7
合計	118		78		58		56		55		85	



2 いじめの状況

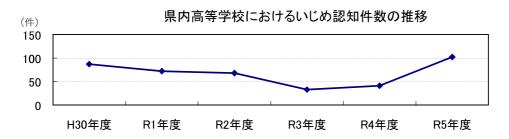
(1) 高等学校におけるいじめの認知件数の推移

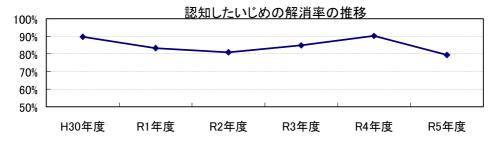
※文部科学省調査におけるいじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(化)

						<u> </u>
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知件数	87	72	68	33	41	102
解消率	89. 7%	83.3%	80.9%	84.8%	90. 2%	79.4%





※解消率は、認知件数に対して「解消している」と回答した件数の割合

※文部科学省調査における「いじめが解消している状態」の定義(概略)

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消:

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる 状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重 大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対 策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと:

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 指導後のいじめの状況

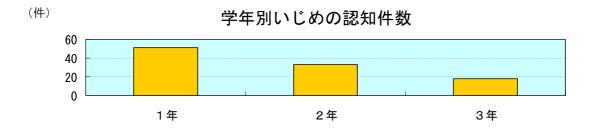
<u>(件</u>)

	<u> </u>	4		711
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
解消している	55	28	37	81
解消に向けて取組中	11	3	4	18
その他	2	2	0	3

(3) 学年別いじめの認知件数(件)

学年	1年	2年	3年
R4年度	19	14	8
R5年度	51	33	18

※ 定時制第4学年は、第3学年に含む。



(4) いじめ発見のきっかけ (件)

(4) いしめ発見のさり	かり (作)				
区 分	R4年度	R5年度			
学級担任が発見	2	8			
学級担任以外の教職員が発見	3	5			
養護教諭が発見	1	1			
スクールカウンセラー等の相 談員が発見	0	0			
アンケート調査など学校の取 組により発見	12	29			
本人からの訴え	16	39			
本人の保護者からの訴え	3	16			
他の児童生徒からの情報	4	2			
保護者(本人の保護者を除く) からの情報	0	1			
地域の住民からの情報	0	0			
学校以外の関係機関からの情 報	0	1			
その他	0	0			
### *	41	102			

(5) いじめの態様 (複数回答可)(件)

区 分	R4年度	R5年度
冷やかし、からかい、悪口 や脅し文句等を言われる	31	72
仲間はずれ、集団による無 視をされる	3	21
軽くぶつかられる、遊ぶふ りをしてたたかれる 等	5	13
ひどくぶつかられる、たた かれる、蹴られる 等	1	3
金品をたかられる	0	2
持ち物を隠される、盗まれ る、壊される 等	4	5
嫌なこと、恥ずかしいこと 等をされる、させられる	3	4
パソコンや携帯電話等でひ ぼう・中傷される 等	7	21
その他	0	4
計	54	145

(6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

	D4年度		R5年度	R5実施率
区 分	R4年度	R4実施率	кэ平度	K5天他率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職 員間で共通理解を図った。	78	68%	93	83%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	31	27%	40	36%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を 取り上げ、指導を行った。	33	29%	34	30%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考え させたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作り を促進したりした。	40	35%	39	35%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極 的に活用して教育相談体制の充実を図った。	93	82%	94	84%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の 周知や広報の徹底を図った。	71	62%	70	63%
警察との日常的な情報共有・相談体制を構築する ため、学校・警察双方において、連絡窓口となる 担当職員を指定した。			11	10%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	79	69%	78	70%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	12	11%	8	7%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地 域の関係機関と連携協力した対応を図った。	10	9%	18	16%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及 び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	67	59%	64	57%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機 能しているか点検し、必要に応じて見直しを行っ た。	88	77%	64	57%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、い じめ防止等の対策のための組織を招集した。	114	100%	112	100%

(7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法(複数回答可)

区 分	R4年度	R4実施率	R5年度	R5実施率
アンケート調査の実施	114	100%	112	100%
個別面談の実施	62	54%	75	67%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われて いる日記等	12	11%	15	13%
家庭訪問	5	4%	7	6%
その他	0	0%	3	3%

3 長期欠席(不登校等)の状況

(1) 令和5年度 高等学校における理由別長期欠席者数

(I) 1 H	0 干汉		((=401) %	<u> 7年円 7/1</u>	20/91/20/11		期欠席者数					
				不登校								
区分	在籍 生徒数	病気	経済的理由		中退	原級留置	うち,90日 以上欠席し ている者	うち,出 席日数が 10日以下 の者	うち 出	新型コロ ナウイル スの感染 回避	その他	合計
全日制	53, 590	242	2	671	210	25	90	14	4		41	956
定時制	2, 340	67	30	540	128	33	210	37	9		74	711
合計	55, 930	309	32	1, 211	338	58	300	51	13	0	115	1,667

(2) 高等学校の不登校(年間30日以上の欠席者)の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
全日制	504	469	421	516	549	671
県割合	0.79%	0.74%	0.70%	0.90%	1.00%	1.25%
国割合	1.20%	1.20%	1.10%	1.30%	1.60%	公表値をもとに 記入
定時制	688	431	622	568	587	540
県割合	23.64%	14. 95%	21.53%	21.65%		
国割合	16.30%	15.70%	14.50%	16.90%	18.70%	公表値をもとに 記入
計	1, 192	900	1,043	1,084	1, 136	1, 211

※不登校に関する留意点

・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。

・不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分 に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰 めることのないよう配慮すること。

(「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会 の確保等に関する基本指針」より)

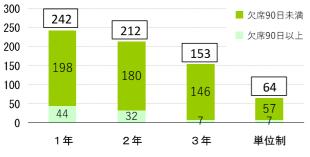
(3) 学年別不登校生徒数

(全日制) ※表内の数は人数 ()内は新規不登校者数

学年	1年	2年	3年	単位制	合計
R4年度	196 (192)	170 (147)	89 (69)	94 (90)	549 (498)
R5年度	242 (239)	212 (183)	153 (127)	64 (57)	671 (606)

(定時制)

学年	1年	2年	3年	4年	単位制	合計
R4年度	10(10)	10(9)	18 (13)	9(4)	540 (258)	587 (294)
R5年度	22(21)	11(8)	16(12)	8(4)	483 (226)	540 (271)



学年別不登校生徒数 (定時制)



(4) 不登校生徒への指導結果状況

		全日	制			定時制			
区分	R4年	三度	R5年	度	R4年度 R5年		F度		
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
指導の結果、登校する(できる)ようになった生徒	305	55.6%	437	65. 1%	179	30.5%	175	32.4%	
指導中の児童生徒	244	44.4%	234	34.9%	408	69.5%	365	67.6%	
計	549		671		587		540		

(5) 不登校生徒について学校が把握した事実(複数回答可)

(5) 1/2	<u> </u>	#美(fi ①	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	12	13)	14)	
		た。	る問題の情報や相談があった。いじめ被害をを除く友人関係をめぐ	や相談があった。教職員との関係をめぐる問題の情報	見られた。	た。	があった。 転編入学、進級時の不適による相談	があった。 家庭生活の変化に関する情報や相談	や相談があった。親子の関わり方に関する問題の情報	あった。	あった。あった。	の相談があった。学校生活に対してやる気が出ない等	不安・抑うつの相談があった。	教育的支援の求めや相談があった。障害(疑い含む)に起因する特別な	めや相談があった。 個別の配慮(⑬以外)についての求	合計
全日制	不登校生徒について把握した事実 (複数回答可)	7	82	12	94	13	86	34	55	184	13	205	147	20	10	962
土口即	割合 (%)	0. 7%	8. 5%	1.2%	9.8%	1.4%	8.9%	3. 5%	5. 7%	19. 1%	1.4%	21. 3%	15. 3%	2. 1%	1.0%	
定時制	不登校生徒について把握した事実 (複数回答可)	0	21	3	34	4	30	12	18	186	14	151	93	56	23	645
上	割合 (%)	0.0%	3. 3%	0. 5%	5. 3%	0.6%	4. 7%	1.9%	2.8%	28.8%	2.2%	23.4%	14.4%	8. 7%	3.6%	

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋 静岡県公立特別支援学校の実態

(特別支援教育課)

いじめの状況

(1) 特別支援学校におけるいじめの認知件数の推移

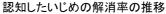
※文部科学省調査におけるいじめの定義

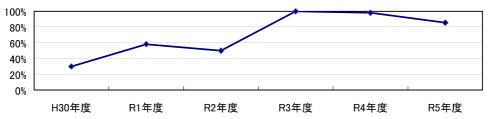
「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(件)

	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知件数	20	12	10	11	59	243
解消率	30.0%	58.3%	50.0%	100.0%	98.0%	85.6%







※文部科学省調査における「いじめが解消している状態」の定義(概略)

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消:

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと:

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の 苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか どうかを面談等により確認する。

(2) 指導後のいじめの状況

(件)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
解消している	5	11	58	208
解消に向けて取り組み中	5	0	1	34
その他(他校へ転学等)	0	0	0	1

(3) 学部別いじめの認知件数

(件)

	小学部	中学部	高等部
R4年度	7	8	44
R5年度	87	39	117



(4) いじめ発見のきっかけ (件)

(4) いしめ発見のさつか	٠٧)	(1年)		
	R4年度	R5年度		
学級担任が発見	4	134		
学級担任以外の教職員が発見	3	1		
養護教諭が発見	0	0		
スクールカウンセラー等の相 談員が発見	0	0		
アンケート調査など学校の取 組により発見	44	93		
本人からの訴え	3	7		
本人の保護者からの訴え	3	7		
他の児童生徒からの情報	2	1		
保護者(本人の保護者を除く) からの情報	0	0		
地域の住民からの情報	0	0		
学校以外の関係機関からの情 報	0	0		
その他	0	0		
= +	59	243		

(5) いじめの態様(複数回答可) (件)

	R4年度	R5年度
冷やかし、からかい、悪口 や脅し文句等を言われる	25	58
仲間はずれ、集団による無 視をされる	3	1
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる 等	21	77
ひどくぶつかられる、たた かれる、蹴られる 等	1	1
金品をたかられる	0	0
金品を隠される、盗まれ る、壊される 等	5	3
嫌なこと、恥ずかしいこと 等をされる、させられる	0	3
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される 等	4	6
その他	5	98
計	64	247

(6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

	R4年度	R4年実施率	R5年度	R5年実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教 職員間で共通理解を図った。	33	87%	32	82%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	22	58%	21	54%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題 を取り上げ指導を行った。	32	84%	28	72%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間 作りを促進したりした。	26	68%	21	54%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積 極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	31	82%	27	69%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口 の周知や広報の徹底を図った。	21	55%	18	46%
警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員を指定した。			4	10%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を 得るように努めた。	35	92%	29	74%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめ 問題について協議する機会を設けた。	2	5%	4	10%
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所など地 域の関係機関と連携協力した対応を図った。	7	18%	5	13%
インターネットを通じて行われるいじめの防止 及び効果的な対処のための啓発活動を実施し た。	24	63%	20	51%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して 機能しているか点検し、必要に応じて見直しを 行った。	31	82%	26	67%
いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ 防止等の対策のための組織を召集した。	38	100%	39	100%

(7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法(複数回答可)

	R4年度	R4年実施率	R5年度	R4年実施率
アンケート調査の実施	35	92%	32	82%
個別面談の実施	20	53%	22	56%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われてい る日記等	12	32%	12	31%
家庭訪問	2	5%	4	10%
その他	2	5%	0	0%